

第3節 森林の保全と活用

第三次青森県環境計画に掲げたモニタリング指標の状況

指標名（単位）		指標の説明				
間伐実施面積（民有林）（ha）		民有林における間伐実施面積を示す指標です。				
実績値の推移						
項 目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
青 森 県	6,261	5,665	6,190	6,328	6,176	

1 社会全体で支える森林整備の推進

二酸化炭素を吸収する森林は、地球温暖化の防止に重要な役割を担っていますが、その機能を十分に発揮させるためには、間伐などの森林整備作業を適切に実施することが重要です。しかし、木材価格が低迷している現状では、森林所有者の負担が伴うため、思うように進まない状況にあります。

このため、森林整備を社会全体で支える仕組みづくりに向けて、次の取組を行うこととしています。

- (1) 青い森カーボン・オフセット普及推進事業の実施

森林が吸収した二酸化炭素量をJ-VER制度によりクレジット化し、企業等にクレジットを販売して得た収入で、森林所有者の負担を軽減し、森林整備を進める取組を普及・推進します。
- (2) 企業の森づくりの推進

企業が社会貢献の一環として行う森林整備活動を支援・推進するため、森林情報の提供や森づくりのアドバイス、森林所有者とのマッチングなどを行います。

2 低コスト間伐の推進

森林所有者の負担が少ない低コスト間伐を推進していくため、平成20～21年度に高性能林業機械による列状間伐と、作業路網整備による「低コスト間伐」を県内5箇所約9haでモデル的に実施しました。

また、平成22～23年度には、「低コスト間伐」のモデル箇所を2カ年で8箇所37ha実施するとともに、実践的な技術の普及に取り組みました。

さらに平成24～25年度で、森林組合が行う森林施業を団地化するための計画策定に対して支援する「青い森づくりモデル団地支援事業」を実施し、これによって、森林所有者の負担を軽減するとともに森林整備意欲を向上させ、原木の安定供給に貢献し、地域の林業、木材産業の振興を図ることとしています。

3 県産材の利用促進

間伐などで伐採された木材を積極的に利用することは、「植える」→「育てる」→「収穫する」→「利用する」→「また植える」という、「森林の循環」をつくり、地球温暖化防止に大きく貢献します。

このため、平成20年3月に策定した「青森県県産材総合販売戦略」に基づき、次の取組により県産材の利用促進を行っています。

- (1) 「あおり型県産材エコポイント」の推進

スギなどの県産材の利用促進と、木材使用による二酸化炭素の排出抑制を目的として、一定量以上の認証県産材を使用した木造住宅等の施主に対して、県産材を使用した家具・建具等の木工品と交換できる「あおり型県産材エコポイント」を発行します。
- (2) 生産・供給体制の整備

県内外への県産原木・製品の安定供給を図るため、東日本大震災により被災した工場へ出荷していた県産原木やチップの振替輸送を実施するほか、県産材の使用が、環境貢献につながることの一般消費者へのPRや、身近に利用できる県産木工品などの利用促進に努めます。

4 松くい虫被害防止対策

松くい虫被害は、被害の原因となるマツノザイセンチュウをマツノマダラカミキリが運ぶことによって広範囲にまん延することから、県では、マツノマダラカミキリの生息調査や衰弱木等を発見するためのヘリコプターからの探査、松くい虫防除監視員による松林のパトロール、専門家と一層効果的な対策を検討する会議の開催、マツ緑化木や苗木等の取扱いに関する注意喚起等を行って被害の予防等に努めています。

また、日本海側では、松くい虫被害が本県県境付近までまん延していることから、隣接する深浦町大間越地区でマツノマダラカミキリの繁殖・感染源となる衰弱木等の伐採やつる切り等の林内整理、空中写真を撮影して広

範囲に異常木を監視するなどの被害予防対策を講じています。

平成23年9月には、深浦町大間越地区において、自生するマツでは2例目となる松くい虫被害が確認されています。

このため、県では、同年9月に周辺林分の毎木調査を実施したほか、本年5月には翌年の春以降に枯れる「年

越枯れ」がないかを確認するための「ヤニ打ち調査」を実施しました。

これまでのところ、新たな被害は確認されていませんが、被害の拡大防止には早期発見・早期駆除が重要であるため、今後とも、監視活動の強化、情報収集等を行い、松くい虫被害の予防に努めることとしています。

第4節 里地里山や農地の保全と環境公共の推進

第三次青森県環境計画に掲げたモニタリング指標の状況

指標名（単位）		指標の説明				
エコファーマー認定件数（件）		土づくりを行い、農薬と化学肥料を減らした持続性の高い農業に取り組む農業者を「エコファーマー」といい、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、県が認定しています。				
実績値の推移						
項目	平成20年3月末	平成21年3月末	平成22年3月末	平成23年3月末	平成24年3月末	
青森県	5,707	5,981	6,021	5,960	5,491	
全国平均	3,574	3,953	4,185	4,501	4,602	
全国順位	11	13	14	15	15	
東北六県平均	9,025	9,631	9,756	10,113	9,505	
東北順位	5	5	5	5	5	

1 農地の保全

農地は、私たちに食料を供給する生産の場であるとともに、動植物が生息する場や自然の恵みにふれあえる体験学習の場となっているほか、緑や水辺がつくる心やすらぐ農村景観を形成するなど、重要な役割を果たしています。

一方、農業者の高齢化や担い手の減少などにより、耕作されない農地（耕作放棄地）が年々増加している傾向にあり、農地が持つ様々な機能の低下が懸念されてきています。

このことから、耕作放棄地を優良な農地として活用し、農地の持つ様々な機能を維持・保全していくため、集落単位での検討会の開催や意識啓発による農地の有効活用の促進、伐根や整地などの簡易な基盤整備による復旧など、耕作放棄地の発生防止・解消に向けた取組を総合的に支援しています。

2 農地・水保全管理対策

農村地域においては、高齢化・混住化等の進行により集落機能が低下し、これまで農家の共同作業に頼っていた農地や農業用水路、農村環境などの地域資源の保全が

困難になりつつあるなど、将来の保全管理が危惧されています。

また、農業用水路等の老朽化が進む中、これら施設の長寿命化のための補修・更新等を効率的に行う仕組みの構築が必要となっています。

そのため、農地や農業用水路等の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進するための地域ぐるみでの共同活動や老朽化が進む農業用水路等の長寿命化のための補修・更新等を行う取組に対して支援しています。

地域では、次のような共同活動に取り組んでいます。

- ・施設のきめ細かな補修、保全による長寿命化
- ・農業用施設周辺のゴミ拾いや草刈りなどによる農村環境向上
- ・生き物調査の実施や道・水路沿いの花の植え付けなどによる生態系と景観の保全

3 環境にやさしい青森農業の推進

近年、環境保全に対する意識が高まっている中で、農業分野においても農薬や化学肥料の低減など、より環境に配慮した生産方式への転換が求められています。

このため、平成12年3月に策定した「青森県持続性の

高い農業生産方式の導入に関する指針」に基づき、土づくりと農薬や化学肥料の低減に一体的に取り組む農業者を「エコファーマー」として認定しています。また、平成16年度からは農薬や化学肥料を減らした有機栽培等に取り組む意欲の高い地域を「有機の郷づくり地域」として県が指定し、栽培農家の組織化や農業機械導入などの支援を行うとともに、特別栽培農産物の認証や技術開発のための試験研究などにも幅広く取り組んで、環境にやさしい農業の普及を図っています。

更に、平成19年12月には有機農業推進法に基づく本県の推進計画にも位置づけた『「日本一健康な土づくり」推進プラン』を策定し、土づくりを基本とした環境にやさしい農業の一層の拡大に取り組んでいます。

また、県では、平成16年3月に策定した「あおもり・バイオマス利活用総合戦略」を見直し、平成23年12月に次期計画である「青森県バイオマス活用推進計画」を策定し、引き続き、地産地消型の低コストな活用システムの構築に取り組むほか、農山漁村に新たな付加価値を創出し、雇用と所得を確保する「6次産業化」の視点等を取り入れながら地域循環システムづくりに取り組んでいます。

4 冬の農業の推進

冬の農業は、寒さや雪、バイオマス資源など地域にある資源を積極的に活用して、安全で安心な農産物や加工品づくりなどを推進し、冬に働く場の拡大や所得の向上を図る本県独自の施策です。

県では、冬の農業のハウス栽培や意欲的な取組の拡大に取り組んでおり、最近では、石油燃料への依存軽減や地球温暖化防止の観点から、温泉熱やもみ殻、木質バイオマスなどの石油に代わる身近なエネルギーを熱源とした加温栽培、雪や寒さを利用した天然の冷蔵庫（雪室）で野菜・りんごなどを保存し、付加価値を高めて販売する取組が活発化しています。

5 グリーン・ツーリズム等の推進

緑豊かな農山漁村に滞在し、自然、文化、そこに住む人々との交流を楽しむグリーン・ツーリズムへの関心が高まる中、本県でも農林漁家民宿などの利用者が増加してきましたが、平成23年度は、東日本大震災の影響により大幅に減少しました。

県では、新鮮な農林水産物や美味しい郷土料理、伝統的な祭りなど魅力ある地域の資源を活用してグリーン・ツーリズムを回復させ、さらには推進することとしています。

このため、一般の家族客や外国人旅行者など新たな顧客を獲得するための滞在プランの開発や県外エージェント等へのPR活動、また、受入農林漁家のおもてなしや経営面での質の向上に向けた安全・安心研修会やビジネスセミナーの開催などに取り組んでいます。

(1) 東青地域の取組

東青地域は、すべての市町村が海に面し、里（グリーン）と海（ブルー）を同時に満喫できる地域ですが、他の地域に比べてグリーン・ツーリズム受入実践者数が少なく、単発的な農漁業体験が中心であることから、地域の里・海の連携等による受入体制の充実が必要とされています。

そこで、農漁業者等のグリーン・ツーリズム受入実践者の育成を図るとともに、取組の進んでいる青森市と外ヶ浜町をモデル地区として、モニターツアーを開催し、これを基に参加者の意向を取り入れた体験プログラムについて検討したほか、東青地域のグリーン・ツーリズムPR紙を作成し、新たな顧客獲得に向けた集客力の向上に取り組んでいます。

(2) 下北地域の取組

下北地域では、豊かな自然と観光名所、良質な農林水産物といったグリーン・ツーリズム等の資源に恵まれているものの、交通の利便性が高くないことなどから、集客力を十分発揮できない面があり、他地域に比べてグリーン・ブルー・ツーリズムに取り組む実践者が少ない状況にあります。

そこで、農水産物の収穫やべこもちづくり、下北産牛乳を使ったバターづくり、ヒバ織り体験など地域に点在する活動を結び付け、下北の魅力が最大限に発揮されるよう農林水産業関係者の連携を強化する必要があります。

そのため、実践者がお互いの施設や取組を知るための交流会、体験メニューの現地検討会等の開催により農・林・水産の横の連携を強化し、下北地域の「食」、「体験」資源の情報発信と地域の活性化を目指しています。

6 地域づくりの新しいかたち

～あおもり発！「環境公共」の推進～

県では、平成20年度より農林水産業や農山漁村の基盤づくりを通じて地域の環境を守る「環境公共」を推進しており、「環境公共」の基本的な考え方を定めた「あおもり環境公共推進基本方針」に基づき、これまで県内15モデル地区での実践・検証で得られたノウハウや知見などを県内の他地区へ提供したほか、「全国環境公共セ

ミナー」の開催などにより、その普及・定着に努めてきました。

平成21年度からは、「環境公共」の取組を全県に広げ、県内各地で協議会が主体となって、環境の保全・再生を図る取組が行われています。

【県内各地域での主な取組】

- ・河川ネットワークの保全・再生に向けた魚道整備の取組（五戸町）

五戸川地区では、五戸川にある頭首工（河川から農業用水を取水する施設）への魚道整備を進めており、整備に当たっては、農業者や漁業者などから構成される地区環境公共推進協議会が現地調査や魚道整備に向けた検討、ヤマメ等の稚魚放流を行うなど、河川ネットワークの保全・再生に向けた取組を実施しています。

- ・作業道の草刈りや植栽地での下刈りの実施（中泊町）

中泊町の深郷田地区では、地域で使われている農業用水や生活用水の水源である森林を整備する事業が行われており、整備後の維持管理については、農業者や林業者などから構成される地区環境公共推進協議会が作業道の草刈りや植栽地の下刈りを行っています。

- ・海藻の生育状況調査の実施（深浦町）

県では、日本海沿岸において、海藻が着生できる防波堤の整備やコンクリートブロックの設置などを通じて、ハタハタの産卵場や稚魚の育成場となる藻場の造成を進めています。深浦町の岩崎漁港では、協議会が防波堤に海藻の母藻を移植し、海藻の生育状況を継続して調査しています。

第5節 生物多様性の保全

1 鳥獣保護及び狩猟

(1) 鳥獣保護等の現状

野生鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素の一つで、豊かな自然環境を維持していく上で必要不可欠なものであるとされていますが、野生鳥獣の生息環境が改変され、その生息数が減少しているため、第11次鳥獣保護事業計画（平成24年度～平成28年度）に基づき鳥獣保護区等の指定、鳥獣保護施設の整備、鳥獣生息数等の調査及び狩猟の取締り等を進めています。

(2) 鳥獣保護区等の指定

① 鳥獣保護区

鳥獣の捕獲を禁止し、鳥獣の生息、繁殖に必要な施設を設けて鳥獣の保護と繁殖を図るために鳥獣保護区を指定していますが、平成23年度末現在、国指定の保護区が5か所60,502ha、県指定の保護区が83か所71,392haとなっています。また、保護区内でも鳥獣の繁殖等に特に必要であると認められている地区を特別保護地区として指定しており、平成23年度現在、11か所22,207haとなっています（表2-1-36）。

表2-1-36 鳥獣保護区等一覧

（平成24年3月31日現在）

区 分	総 数		目 的 に よ る 区 分											
	箇所数	面積 ha	森林鳥獣		大規模生息		希少鳥獣		身近な鳥獣		集団渡来地		集団繁殖地	
			箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha
国 指 定	5	60,502			2	50,301	2	5,683			1	4,518		
特別保護地区	3	20,656			1	19,366	2	1,290						
県 指 定	83	71,392	53	51,083			3	941	18	6,896	8	8,952	1	3,520
特別保護地区	8	1,551	6	1,539					1	10			1	2
計	88	131,894	53	51,083	2	50,301	5	6,624	18	6,896	9	13,470	1	3,520
特別保護地区	11	22,207	6	1,539	1	19,366	2	1,290	1	10			1	2

② 休 獵 区

一般狩猟野において、一定の期間（3年以内）鳥獣の捕獲を禁止することにより狩猟鳥獣の増殖を図

る方策として休猟区を指定しており、平成23年度現在31か所、56,487haとなっています（表2-1-37）。

表 2 - 1 - 37 休猟区の指定状況

設定年度	種別	箇所	面積 (ha)
平成21年度		10	15,718
平成22年度		10	19,047
平成23年度		11	21,722
計		31	56,487

③ 特定猟具使用禁止区域 (銃)

銃による危険防止のため、学校所在地、農林漁業が恒常的に行われる場所、行楽等で多くの人が集まる場所等の周辺を対象に特定猟具使用禁止区域(銃)を指定しており、平成23年度末現在、62か所、26,846haとなっています。

④ 鉛散弾規制地域

鉛散弾による水鳥の中毒事故の防止を図る目的で、鉛散弾を使用する方法による狩猟鳥獣の捕獲を禁止する地域として、小川原湖鉛散弾規制地域を指定しています。

(3) 適正な狩猟行為の確保等

① 狩猟者登録証等交付

平成22年度末における狩猟免許及び狩猟者登録証交付の状況は、表 2 - 1 - 38のとおり、それぞれ1,917人及び1,491人です。

表 2 - 1 - 38 狩猟免許交付状況等

ア. 狩猟免許交付状況

(平成22年度末有効件数) (単位：人)

網	わな	第1種銃猟	第2種銃猟	計
22	149	1,735	11	1,917

イ. 平成22年度狩猟者登録証交付状況

(単位：人)

県内・外の別	県内者	県外者	計
免状の種類			
網	1	0	1
わな	69	0	69
第1種銃猟	1,371	29	1,400
第2種銃猟	19	2	21
計	1,460	31	1,491

② 鳥 獣 捕 獲

平成22年度における狩猟者登録を受けた者による鳥獣の捕獲状況は、鳥類14,565羽、獣類2,920頭です(表 2 - 1 - 39)。

表 2 - 1 - 39 狩猟者登録を受けた者による鳥獣捕獲状況 (有害鳥獣捕獲を除く。)

(単位：羽)

鳥類	18	19	20	21	22
オ ス キ ジ	2,098	2,643	2,815	2,646	2,962
オスヤマドリ	1,156	1,030	1,635	1,410	1,500
カ モ 類	7,906	8,031	7,817	7,649	8,285
キ ジ バ ト	152	145	136	103	136
シ ギ 類	3	3	6	4	1
ヒ ヨ ド リ	263	259	437	452	644
ス ズ メ 類	725	717	590	568	556
ム ク ド リ	59	53	127	82	30
カ ラ ス 類	421	434	544	618	444
そ の 他	0	1	13	4	7
合 計	12,783	13,316	14,120	13,536	14,565

(単位：頭)

獣類	18	19	20	21	22
ク マ	30	37	18	13	13
キ ツ ネ	22	6	27	37	37
タ ヌ キ	79	79	127	147	150
ア ナ グ マ	0	0	0	1	6
テ ン	29	29	28	39	35
リ ス	0	0	0	0	1
オスイタチ	0	0	0	2	5
ノウサギ	3,588	3,613	3,646	3,221	2,672
そ の 他	2	2	0	0	1
合 計	3,750	3,766	3,846	3,460	2,920

③ キジの放鳥

主要な狩猟鳥であるキジの積極的な増殖を図ることを目的として、鳥獣保護区及び休猟区にキジの放鳥を続けており、平成23年度はキジ690羽を放鳥しました。

④ 狩猟事故防止対策

平成23年度は、狩猟事故の防止のために実技研修会の開催及び違反行為の取締りを実施したほか、狩猟免許試験等を実施しました。

なお、このほか鳥獣保護区の巡視等を行うため鳥獣保護員56名を配置しました。

(4) 下北半島ニホンザルの保護管理対策

下北半島のニホンザルは、世界最北限に生息するサルとして国の天然記念物に指定されていますが、近年、生息数の増加や生息域の拡大が進み、人的被害及び農作物被害を引き起こし、地域住民との軋轢が生じています。

このため、県は、人とサルの棲み分けと共生を目的として平成15年度に、下北半島ニホンザルの特定鳥獣保護管理計画、平成19年度には第2次特定鳥獣保護管理計画、平成23年度には第3次特定鳥獣保護管理計画

を策定し、モニタリング調査や協議会開催などの対策を講じています。

(5) ツキノワグマの保護管理対策

ツキノワグマは本州で最大の野生哺乳類ですが、全国的に減少傾向にある上、下北半島に生息するものについては絶滅も心配されています。

このため、下北半島に生息するツキノワグマの保護を図るため、東北森林管理局に対して、餌木である広葉樹の残置や天然林施業の推進について配慮を要請しています。

また、平成21年4月には、クマ被害にあわないためのマニュアルも作成し関係機関に配布するとともに県のホームページにも掲載しています。

(6) カモシカの保護

カモシカは日本特有の動物で、北海道、中国を除く全国各地の山岳地帯に生息していますが、本県では比較的低山地帯にも生息しています。

カモシカは、かつて日本の狩猟獣として代表的なものであったため、一時は絶滅寸前の状態となりました。これを保護するため昭和9年5月に天然記念物に、さらに昭和30年2月に特別天然記念物に指定されています。

(7) 鳥インフルエンザ対策

野鳥からの高病原性鳥インフルエンザ発生に備え、対応マニュアルに基づき、野鳥の調査を行っています。主な調査内容として、死亡野鳥調査、糞便採取調査、鳥類生息状況調査を実施しています。平成23年度は日本では発生がありませんでした。

(8) 有害鳥獣の捕獲

農林水産業に被害を与える鳥獣の捕獲については、農産物等の被害の状況などを見て、捕獲の数、方法、期間等が適切となるように配慮しつつ許可を与えるなどの指導をしています。

平成22年度の有害鳥獣捕獲による鳥獣捕獲数は、鳥類7,686羽、獣類729頭です（表2-1-40）。

表2-1-40 平成22年度有害鳥獣捕獲状況

鳥 類		獣 類	
種 類	捕獲数	種 類	捕獲数
カモ類	1,944	クマ	66
ムクドリ	153	ノウサギ	439
キジバト	229	サル	197
カラス類	5,060	アライグマ	16
スズメ類	160	アナグマ	7
トビ	7	タヌキ	2
ドバト	40	ハクビシン	2
カワウ	45		
ダイサギ	19		
ヒヨドリ	29		
計	7,686	計	729

(9) 鳥獣関係施設

県内における野生鳥獣の関係施設としては、鳥獣保護センターがあります（資料編37）。

(10) 鳥獣関係天然記念物

県内における野生鳥獣について、特別天然記念物・天然記念物としてその種と生息地を指定しているものは、国の指定が12、県の指定が4あります（資料編表38）。

(11) 鳥獣関係調査

毎年1月に全国一斉に実施されるガンカモ科鳥類の生息調査にあわせて、その個体数について調査を行っています。

(12) 仏沼のラムサール条約登録

ラムサール条約とは、1971年にイランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において採択された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」で、1975年12月21日に発効したものです。

この条約は、特に水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的とし、我が国では、1980年6月17日に北海道の釧路湿原が最初に登録され、現在では、三沢市の仏沼を含めて37か所が登録されています。

仏沼は、オオセッカをはじめ絶滅危惧種の野生鳥類が多数生息していることから、平成17年9月1日に国指定鳥獣保護区に指定され、更にオオセッカの生息に重要な地域が特別保護地区に指定されています。このように生息地の保全が図られるとともに、三沢市などの地元賛意により、平成17年11月8日にウガンダのカンバラで開催されたラムサール条約第9回締約国会議において、ラムサール条約の登録湿地に指定されています。

2 希少野生生物の保護

(1) 「青森県の希少な野生生物—青森県レッドデータブック」選定種の見直し

本県の豊かな自然環境の状況を示す指標である希少野生生物の現状を把握するとともに、種の希少性や保護の重要性についての普及啓発を図るために、平成12年3月に発行した「青森県の希少な野生生物—青森県レッドデータブック—」に掲載された選定種について、新規選定種の追加やランクの見直しを行い、その結果を「青森県の希少な野生生物—青森県レッドデータブック（2010年改訂版）—」として取りまとめ平成22年3月に発行しました。

(2) 希少野生生物保護対策

県内に生息する希少野生生物の詳細な生息状況を把握するための地図情報システムの開発を行う希少野生生物生息地マッピング事業を実施しました。

(3) 外来生物対策

近年、国内各地において外来生物の侵入・定着が顕

著になっていることから、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（通称：外来生物法）」が平成17年6月1日から施行されています。

こうした状況から、県は、本県における外来生物の侵入・定着状況を、平成16年度及び平成17年度の2年間で調査し、平成18年3月に公表しました。

第6節 世界自然遺産白神山地の保全と活用

第三次青森県環境計画に掲げたモニタリング指標の状況

指標名（単位）		指標の説明				
白神山地入込者数（人）		白神山地主要観光地の入込者数で、世界自然遺産に対する関心の高さを示す指標です。				
実績値の推移						
項 目	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	
青 森 県	881,351	866,637	756,508	641,497	※427,804	

※平成22年からは国が定めた「観光入込客統計に関する共通基準」に基づき調査を実施しているため、平成21年までとは単純比較ができない。

1 白神山地の概要

白神山地は、青森県と秋田県にまたがる約130,000haに及ぶ広大な地域を指しており、我が国固有の規模を持つブナの天然林を主とする地域です。

また、この白神山地の青森県側の北西部には「津軽国定公園」が位置し、北東部には「赤石溪流暗門の滝県立自然公園」が、秋田県側の北東部には「田代岳県立自然公園」が、南部には「秋田白神県立自然公園」が、そして西部には「八森岩館県立自然公園」が位置しています。

白神山地には、大川、赤石川、追良瀬川、笹内川、そして秋田県の粕毛川の源流部が集中し、人間の行為による影響をほとんど受けない、原生的なブナ天然林が広範囲にわたって分布しています。

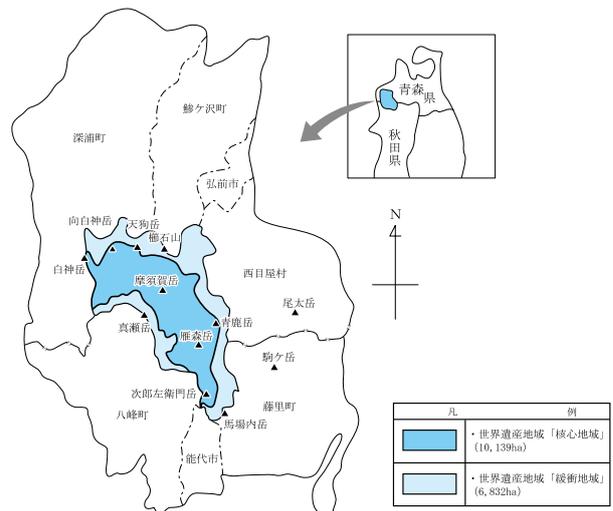
白神山地のすぐれた自然環境は、学術的にも貴重であることから、そこに生息・自生している動植物の保護、保全についての社会的関心が高まり、平成4年7月10日に14,043ha（青森県側9,707ha、秋田県側4,336ha）が、国の自然環境保全地域に指定されました。

また、平成4年10月1日には、政府が白神山地の広大なブナ天然林とその生態系の価値を極めて重要であると評価し、我が国初の世界遺産登録候補地として、屋久島等と共にユネスコの世界遺産委員会に推薦しました。

推薦地域面積は、当初10,139haでしたが、世界遺産委員会事務局の提言により、我が国政府が、平成5年10月1日に16,971ha（青森県側12,627ha、秋田県側4,344ha）

に推薦地域面積を拡大し、同年12月南米コロンビアで開催された第17回世界遺産委員会において、白神山地は、推薦地域面積の全部が世界遺産リストへ登録されました（図2-1-11）。

図2-1-11 白神山地の概要図



2 白神山地の動植物

ブナは、かつて東北地方の山地ばかりでなく低地を一面に覆っていましたが、今日では、白神山地が原生度の高いブナ林で覆われた東アジアで最大の地域となりました。

白神山地のブナ林内には多種多様な植物群落が共存

し、ブナ林を背景とした豊富な動植物が生息し、自然の生態系をありのままの姿で見ることができます。

白神山地の植物種については、95科298属542種が確認されており、この中には、アオモリマンテマ、ツガルミセバヤ、オガタチイチゴツナギ及びミツモリミミナグサをはじめ多数の貴重な植物が確認されています。

哺乳類の主なものとして、ツキノワグマ、カモシカ、オコジョ、ニホンザル、ヒミズなどの生息が確認されていますが、小型哺乳類についてはさらに詳細な調査が必要です。また、鳥類84種、は虫類7種、両生類13種、昆虫類2,300種余りが知られています。これらのうち、特別天然記念物にカモシカ、天然記念物にヤマネ、クマゲラ、イヌワシが指定されています。中でも、キツツキ科のクマゲラは、本州での確認例も少なく、ブナ林と並んで白神山地の象徴的な存在となっています。

また、平成4年7月に新種のゴミムシが世界遺産地域の中から見つかりました。このことは、遺伝子プールとしての白神山地の価値の高さを示す一例といえ、今後とも昆虫を中心に、未だ確認されていない種が白神山地から発見されることが期待されています。

3 世界遺産（自然遺産）としての白神山地の意義

世界遺産（自然遺産）としての白神山地は、世界遺産条約に則って厳正に保護していくことが求められています。

世界遺産条約の本質は、「人類の祖先が現代まで残してくれた美しい自然や文化遺産を将来の人々にも同じように残していく」ことにあります。このため、白神山地の場合も、そのすぐれた自然を将来にわたって保護していくための基盤を整備して、「将来の人類に対する現在の人類の貴重な責任を果たす」ことが求められています（資料編表36）。

本県にとって、白神山地が世界遺産に登録されたことは、次のような意義をもつことになると考えられます。第一には、本県が豊かな自然を有しているということが、国内外に広く認識されたことです。本県は、十和田湖や八甲田山及び岩木山、下北半島等のすぐれた自然を有していますが、国際的な水準による科学的な評価を受けて次世代に引き継ぐべき特別な価値があると判断された白神山地の存在によって、本県の自然全体に対する評価が一層高まることが期待されるとともに、県民にとってもその価値を再発見する好機会になったものと考えられます。

第二には、世界遺産を有することに伴う、自然保護意

識の高揚が期待されることです。

世界遺産の存在は、県民に誇りを与えるものですが、一方においては、我々に保護に対する責任を課すことにもなります。世界遺産登録に伴い、白神山地に対する県民の関心が高まっていますが、これによって自然を保護していくことの重要性が再認識され、自然保護意識の高まりと具体的な行動の展開が期待されます。

第三には、国による保護・保全事業の実施により、将来に向けた保護体制の整備や白神山地に係る科学研究の促進が期待されることです。

世界遺産条約においては、締約国は、世界遺産登録がなされた遺産については、国が科学的、技術的、管理上、財務上の処置に努めることとされ、また、保護すると同時にその地域内の生活に役割を与え、整備活用の際に必要な研修センターを設置するなどして、人々が遺産を正しく理解するよう努めなければならないとされています。

これら一連の国による措置や保全事業の実施は、白神山地を適切に保全し利用していくための基盤の形成にとって不可欠であり、その促進が期待されています。

また、県としても、平成13年10月には秋田県とともに「世界遺産白神山地憲章」を制定したほか、平成17年10月には「第2回世界自然遺産会議」を弘前市などにおいて開催するなど、多様な生命の環が広がる森林の大切さと森林文化の啓発に努めています。

4 保護対策

県は、白神山地の自然環境の保全及び利用の基本的方針と、これを実現するための基本的な方策を明らかにする「白神山地保全・利用基本計画」を平成6年3月に作成し、その後、白神山地の保護管理体制等の充実や白神山地への来訪者の増加等、白神山地を取り巻く状況が変化したこと等から、遺産地域及びその周辺での適切な利用と保全のあり方についての検討を行い、平成19年1月に「白神山地保全・利用基本構想」を策定しました。

この基本構想に基づき県では次のような取組を行っています。

(1) 白神山地巡視活動の実施

白神山地世界遺産地域巡視員を6名配置し、入山者に対するマナー向上や自然保護意識の普及啓発を図っています。

(2) 自然観察歩道等維持管理事業の実施

白神山地遺産地域周辺の自然観察歩道の安全性及び利便性を確保するため、緊急度に応じて順次補修等を行っています。

(3) エコツーリズム推進事業の実施

世界自然遺産「白神山地」の保全と持続可能な利用を図るため、遺産地域周辺における自然を生かしたエコツーリズム推進のためのプログラムの創出や自然環境への影響調査等を行っています。

その他、平成7年11月に国（環境省・文化庁・林野庁）が策定した「白神山地世界遺産地域管理計画」との整合を図りつつ、引き続き、国、関係町村、NPO等と連携しながら保護対策を推進していくこととしています。

第7節 温泉の保全

1 温泉の現況

本県の温泉は、源泉総数においては、平成22年度末で1,095源泉、総湧出量は149,149ℓ／分となっています。なお、22年度末における源泉総数は全国第6位、温泉利用公衆浴場数は全国第8位、総湧出量は全国第4位となっており、本県は全国でも屈指の温泉県となっています。

また、総湧出量に占める動力泉の比率は、平成22年度末で91％となっており、自噴泉の比率は小さくなっています。

利用面においては、これまでの保健休養、観光的利用に加え、最近では、公衆浴場、介護老人保健施設等と多

様化してきており、年々その需要が増加しつつあります。

また、平成20年10月1日の改正温泉法の施行により、その目的である「温泉の保護及びその利用の適正」に「可燃性天然ガスによる災害防止」が加えられ、温泉を採取するには知事の許可もしくは可燃性天然ガスの濃度が基準値以下であることの確認を受けることが義務づけられました。

2 温泉法に基づく許可状況

平成23年度の温泉法に基づく許可件数（温泉掘削・増掘・動力装置・利用）は、173件となっています（表2-1-41）。

表2-1-41 温泉掘削・増掘・動力装置・利用許可件数

年 度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
掘 削	21	9	21	21	23	24	20	15	14	4	14	7
増 掘	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2
動 力 装 置	10	17	16	22	24	21	21	12	14	17	13	21
利 用	84	130	141	186	225	279	170	145	101	86	60	143
計	115	157	179	229	272	325	211	172	129	107	87	173